

# 令和8年度 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・ 支援プログラム補助金

栃木市では、新婚世帯の新生活を応援するため、市内で新生活を始めるご夫婦に、  
住宅の家賃や購入費、引越費用を助成します！

婚姻時の年齢が 夫婦ともに40歳未満 最大30万円 夫婦ともに29歳未満 最大60万円

次のすべてに当てはまる見込みの方は、まずは地域政策課（本庁舎3階）へご相談ください。

- 令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 夫婦の令和7年分（令和7年1月～12月）の所得の合計額が500万円未満
- 婚姻日時点で、夫婦ともに40歳未満である
- 補助金を申請・交付する日に、栃木市に住民票がある
- 次の①～④のいずれかを夫婦ともに受講すること
  - ①ライフデザイン支援講座
  - ②プレコンセプションケアに関する講座
  - ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
  - ④共家事・子育て講座
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない
- 市税を滞納していないこと
- 暴力団員ではないこと

## 助成の対象となる費用

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに補助対象者が支払った以下の費用

- 賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
  - ※ ご夫婦が対象住宅へ住民票を異動してからの家賃が助成対象です。
- 引越業者または運送業者へ支払った費用
- 住宅の購入費または建築費（土地の購入費は除く）

申請期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

婚姻日が令和9年1月以降となる見込みの方は、問合せ先へ事前にご相談ください。

必要書類は、裏面をご覧ください

問合せ先 栃木市 地域政策課（市役所3階 3A-3）  
TEL：0282-21-2453

## ○申請に必要な書類

1. 補助金交付申請書
2. 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または婚姻届受理証明書のコピー
  - ・市民生活課または各総合支所地域づくり推進課で取得できます。
  - ・外国人の方は、日本方式の婚姻（日本の市役所等で婚姻届の提出）をしていれば対象です。
3. 賃貸借契約書や売買契約書、建築工事請負契約書、住宅ローン契約書のコピー
4. 家賃や住宅ローンを支払ったことが分かる引落明細書や通帳などのコピー
5. 引越業者または運送業者へ費用を支払った振込明細書や領収書などのコピー
6. ご夫婦2人分の令和8年度所得証明書
  - ・源泉徴収票ではありません。
  - ・令和8年1月1日に栃木市に住民票がある方は、税務課または各支所地域づくり推進課で取得できます。  
マイナンバーカードをお持ちの方は、便利なコンビニ交付をご利用ください。
  - ・令和8年1月1日に栃木市以外に住民票があった方は、その自治体の税務担当課で取得してください。
7. 住宅手当支給証明書
8. 申請時点で無職の場合、無職及び無収入申立書兼誓約書
9. 奨学金を返還している場合、貸与型奨学金の返還額が分かる書類のコピー
10. 補助金等交付請求書（日付記入不要）
11. 講座等受講確認シート

## 【申請手続きのイメージ】

